

くらしの告知板

Life Information

各課の電話番号 (市外局番0967)

■南阿蘇村代表 …………… (67)1111	■子育て支援課「みなっこ」…… (67)2715
■総務課 …………… (67)1111	■税務課 …………… (67)2703
■政策企画課 …………… (67)2230	■会計課 …………… (67)2701
■産業観光課 …………… (67)1112	■水・環境課 …………… (67)3176
■議会事務局 …………… (67)1553	…………… (65)8121
■農政課 …………… (67)2706	■建設課 …………… (67)3178
■農業委員会事務局 …… (67)2707	■教育委員会事務局 …… (67)1602
■住民福祉課 …………… (67)2702	
■定住促進課 …………… (67)2705	
■健康推進課 …………… (67)2704	

南阿蘇村ホームページ
<https://www.vill.minamiaso.lg.jp>



2月は児童手当の支給月です



令和5年10月から令和6年1月分の児童手当・特例給付を受給対象者の口座に振り込みますのでご確認ください。

■支給日

2月9日(金)

■手当月額(対象児童1人につき)(児童手当)

- ・3歳未満(一律) 15,000円
 - ・3歳から小学校修了前まで
 - 第1子・第2子 10,000円
 - 第3子以降 15,000円
 - ・中学生(一律) 10,000円
- (特例給付(所得制限を超えた場合))
- ・0歳から中学生(一律) 5,000円

■問い合わせ

役場子育て支援課
 TEL0967 (67) 2715

南阿蘇村に住所を有しており、居住していること
 ②保護者(父・母)が村税および国民健康保険税を完納していること

■問い合わせ

役場子育て支援課
 TEL0967 (67) 2715



村HP

令和5年度南阿蘇村価格高騰重点支援給付金



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対し、1世帯当たり7万円を支給します。詳しくは村ホームページにてご確認ください。

■給付金支給対象者

- 以下のいずれかに該当する世帯
- ①令和5年12月1日時点で南阿蘇村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ②令和5年1月以降に予期せず家計急変のあった世帯
- *1世帯1回限りの支給になります。

■問い合わせ

役場住民福祉課
 TEL0967 (67) 2702



村HP

消費者行政に関する意思表示



近年、悪質業者の手口は複雑かつ巧妙化しており、消費生活相談は年々増加しています。本村では平成22年度から専任の相談員を配置し、問題解決のための助言や関係機関への斡旋など、消費者保護に努めております。また、平成25年度からは高森町と連携し、相談業務を広域的に処理することにより、業務の効率化や消費生活における安全性および利便性を向上させております。

今後も継続して、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、専任相談員の配置による相談体制の充実を図ってまいります。
 令和6年2月1日

南阿蘇村村長 吉良清一

■消費者問題に関する問い合わせ

南阿蘇村消費者相談室
 TEL0967 (67) 2244

■相談日

毎週火曜・木曜
 午前10時～午後3時まで

■問い合わせ

役場総務課
 TEL0967 (67) 1111

し尿汲取り料金改定のお知らせ



今回の料金改定は、昨今の燃料費や諸物価の高騰に対し、し尿汲取り業務を安定的かつ継続的にこなうため、汲取り料金の適正化を図るものです。

住民生活に密着した不可欠な業

務であることから、収集コストに係る経費などさまざまな角度から慎重に協議を重ねた結果、「4月1日(月)から10Lにつき130円(消費税別)」に改定することとなりました。ご理解とご協力よろしくお願ひします。

■料金

3月31日まで

: 10Lにつき110円(消費税別)

4月1日以降

: 10Lにつき **130円**(消費税別)

■問い合わせ

阿蘇広域行政事務組合

Tel.0967 (24) 5353



阿蘇広域行政事務組合HP

スポーツ安全保険に加入しましょう



スポーツ安全保険の令和6年度加入受付が3月から始まります。

「小さな掛金・大きな補償」を合言葉に、活動中の万一のケガや賠償責任に備え、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動など、4人以上のアマチュア団体・グループがご加入いただけます。

手続きは、インターネット(スポあんネット)で簡単におこなう

ことができます。保険の詳細内容、資料の請求は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページをご確認ください。

■問い合わせ

(公財)スポーツ安全協会

【固定電話】0570 (087) 109

【携帯電話】03 (5510) 0033



(公財)スポーツ安全協会HP

必ずチェック 最低賃金



令和5年12月15日に特定(産別)最低賃金が改正されました。

詳しくは熊本労働局労働基準部賃金室 Tel.096 (355) 3202にお尋ねください。

■電子部品・デバイス・電子回路など製造業

940円

■自動車・同附属品製造業、船舶製造業など

965円

■百貨店、総合スーパー

898円

全国一斉『遺言・相続』 相談会のお知らせ



熊本県司法書士会では、2月17

日(土)に、相続登記の申請義務化に向けた「遺言・相続」に関する無料相談所を開設いたします。「司法書士」はあなたの相続に関してのさまざまな問題に対処いたします。私たち専門家が無料で相談に応じますのでお気軽にご相談ください(ただし、予約制になります)。

■日程

2月17日(土)

午前9時30分～正午まで

■場所

大津町町民交流施設

(オークスプラザ)

大津町大字大津1220番地1

Tel.096 (293) 1807

■予約

熊本県司法書士会事務局

Tel.096 (364) 2889

■相談内容

相続に関する事項全般

- ・登記に関すること
- ・遺言に関すること
- ・相続人に関すること
- ・遺産に関すること
- ・法定相続情報証明制度に関すること
- ・税金に関すること
- ・その他相続全般

■予約・問い合わせ

熊本県司法書士会事務局

Tel.096 (364) 2889

介護保険の認定を受けている65歳以上の人へ 所得税および村県民税の障がい者控除について



村では、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者に対して、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報をもとに、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書で、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。

交付の対象となる人は、村内に住所を有する65歳以上の人で、令和5年12月31日を基準日として介護保険認定調査を受けている人のうち、調査項目である「日常生活自立度」の度合いが基準に該当する人です。基準などの詳細は村ホームページをご確認ください。



村HP

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 Tel.0967 (67) 2704